

一般社団法人宮崎青年会議所会員資格規程

第1章 会員に関する事項

(名称)

第1条 本会議所の会員は、定款第6条第1項により、正会員と特別会員の2種類とする。ただし、新たに入会した者を新入会員と呼称する。

2 新入会員は、定款第20条に定める資格を有しない。

3 新入会員を品格ある正会員として養成することを目的とし、一定期間指導養成する。

第2章 新入会員加入審議に関する事項

(入会手続き)

第2条 本会議所に新入会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に会員2名以上の推薦者と共に連名捺印の上、理事長に提出すること。

2 新入会員として入会を希望する者は、当該前年度12月31日現在満37歳以下とする。

3 担当委員会は、所定の手続を経て提出された入会申込書の内容につき、綿密なる書類審査を行い、理事長へ提出すること。

この場合、入会希望者並びに推薦者を招いて質疑をすることができる。

(入会審査)

第3条 入会審査は毎月の理事会で行う。

2 理事会における入会審査の方法は、2分の1以上の理事出席のもと入会希望者並びに1名以上の推薦者を招聘し出席理事全員の面接審査とする。

3 入会可否の決定は、同理事会で出席理事の無記名投票を行い、3分の2以上の賛成を得た者に入会を許可する。この場合の投票は、同理事会において適宜2名以上の投票管理委員を選任して行わなければならないが、投票数について公表しない。

(入会)

第4条 新入会員として入会が認められた者は、その月の例会をもって新入会員となり、一般社団法人宮崎青年会議所の定款、諸規程を熟知し以下に示す各号を確実に履行せねばならない。なお、下記各号が履行されない場合は、新入会員としての資格を放棄したものとみなす。

(1) 所定の入会承諾書に記名捺印の上、所定の期日迄に提出すること

(2) 理事会が指定した本会議所行事に参加すること

(3) 入会金及び会費を理事会が指定した日までに納入すること

(4) その他担当委員長の指示を遵守し、将来正会員としてふさわしい青年としての言動をとること

(推薦者の資格)

第5条 入会希望者を推薦する者は、次の各号の条件を満たさなければならない。

(1) 正会員若しくは特別会員

(2) 推薦者の内1名は正会員であること

(推薦者の義務)

第6条 推薦者である正会員は、被推薦者の当初1年間の諸会費納入並びに出席義務の保証を負わねばならない。

(委員会の所属)

第7条 新入会員の委員会所属は、当該年度の理事会において決定する。

第3章 正会員加入審議に関する事項

(正会員加入)

第8条 新入会員として第1章および第2章の条件を履行した者は、理事会の承認を経て理事会の指定する期日より正会員として加入できる。

(入会の特例)

第9条 公益社団法人日本青年会議所に加入している他青年会議所の正会員から入会の申込みがあったときは、所定の入会申込書にJ C歴及び前所属青年会議所理事長の責任ある推薦状を提出させ、理事長は速やかに理事会に諮って入会の可否を決定する。

入会が認められた者は、入会承諾書を所定の期日までに提出するとともに担当委員会の指定する日までに入会金・その他の請負金を納入しなければならない。

この場合、10日以上滞納したときは、理事長は入会を取り消す事ができる。

第4章 会員失格に関する事項

第10条 定款第10条により除名された者は会員としての資格を失う。

2 定款第10条(2)及び(3)については、下記のとおり定める。

(1) 定款第10条(2)については、一般社団法人宮崎青年会議所運営規程第7章2.に定める納期を過ぎたとき。ただし、理事会で承認されたものはこの限りではない。

(2) 定款第10条(3)により正会員は例会を4ヵ月連続欠席したとき。

(3) 定款第10条(3)により正会員で年間限度出席率が50%に満たない者。また年度途中から正会員になった場合、該当する出席機会に対する出席率が50%に満たない者。

(4) 新入会員は、年度当初の理事会判断により設けた義務出席率が70%を満たさない者。なお、出席率とは、総会・例会・委員会・全体事業の総出席数に対する割合をいう。ただし、役員は理事会の、新入会員は新入会員セミナーの出席義務を含む。一年間の全体事業は、原則としてその年度始めの理事会において決定する。

(5) 休会者に対する限度出席率の適用は、原則として当該事業年度より休会期間を除いた期間に対して適用する。

(6) 前項の出席率の計算期間は毎年1月1日より12月31日までとする。

(7) 特別な社会的かつ公的な立場のために、前項の出席率、例会出席を満たすことが不可能になる正会員については、理事会の議決を経て、前項の規定の適用を除外することができるものとする。

第5章 特別会員に関する事項

第11条 正会員にして年齢40歳を経過したものは、特別会員になる資格を持つ。

2 前項以外に特別会員の申込みをすることはできない。

3 特別会員にならんとする会員は、理事会に所定の申込書を添えてその意志を伝え理事会によって承認される。

4 特別会員は、役員その他の選挙及び被選挙権はなく、また表決権を有しない。ただし、例会・委員会において、意見を述べることはできるし、理事会の諮問ある場合に限り、本会に関する意見を具申することができる。

第6章 休会に関する事項

第12条 正会員にして病気、その他の事由により本会議所の会合に出席不可能な場合、所定の休会願により理事会は期間を定め、当該会員を休会とすることができる。

2 休会を認められた正会員の会費は正会員の会費と同一とする。

第7章 退会に関する事項

第13条 定款第3章第9条の1に該当する者は、理事会に担当理事を通して、当該年度12月31日までに退会届けを提出すること。

第8章 正会員への身分変更に関する事項

第14条 新入会員の正会員加入（第3章第8条）及び新入会員の義務出席率（第4章第10条2項(4)）の判断については、理事会において決定する。

第9章 本規程に定めない事項

第15条 本規程に定めない事項についてはすべて理事会において決定する。